

神奈川県監査委員公表第 19 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 30 年 11 月 27 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
同 高 岡 香  
同 太 田 眞 晴  
同 高 橋 稔

1 措置の対象となった監査の結果

平成 30 年 8 月 21 日（神奈川県公報号外第 49 号）神奈川県監査委員公表第 13 号で公表した不適切事項のうち教育委員会分 1 箇所に係る 1 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
生涯学習部 生涯学習課	平成30年4月 24日（平成30 年2月28日職 員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、社会教育施設における図録等の販売に係る収入について、（項）事業収入として予算科目を立てるべきところ、（項）雑入としたため、各社会教育施設が誤った科目で収入（全4施設総額22,431,750円）していた。	不適切事項については、例年どおりの予算科目を前提としたため、収入の内容や性格に関する検討が不十分であったことによるものである。 平成30年度予算については、平成29年12月26日付けで歳入科目を新設し、平成30年度より、（項）事業収入として収入できるよう手続を行った。 また、平成29年度予算についても、平成30年4月10日に歳入科目を新設し、科目更訂により、（項）事業収入として収入を行った。 今後は、このようなことがないよう、収入の内容や性格を踏まえ、適切に歳入科目を設定していくことにより、適正な事務執行に努めることとした。